

# 連 合 会 だ よ り

第 1 号 (2022. 12)

富 山 県 土 地 区 画 整 理 組 合 連 合 会

## 1. 会員の事業経過紹介 朝日町泊駅南土地区画整理事業

朝日町泊駅南土地区画整理組合

理事長 藤 田 栄 一

当組合は平成29年12月15日に設立認可を受け、平成30年1月14日に設立総会を開催し組合を設立しております。

本地区は下新川郡朝日町の北に位置し、地区の東側は既存住宅地、西側は富山県道、南側は国道8号、北側はあいの風とやま鉄道に囲まれた区域であります。周辺には北陸自動車道朝日インターチェンジや、国道8号、あいの風とやま鉄道泊駅が隣接しており交通の便は充実しているものの、区域内は用途地域内でありながら田を中心とした農地が主体となっており、道路がほとんど無く土地利用が進まず耕作放棄地が広がり、将来的な土地利用が見込めないなど地域住民にとっては懸念地域でありました。

そこで、地元地権者が中心となった土地区画整理事業を推進することにより、耕作放棄地の解消や、朝日町の新しい顔として、泊駅を中心とした魅力ある駅南空間の創出や一体的な市街地の形成を目的とする事業であります。

現在は令和元年度9月に仮換地指定を行い、工事に着手しており、本年10月からは一部保留地の処分を開始したところであります。

また、朝日町において区域内に15,000㎡の公園を整備する計画であり、良好な居住空間の供給と朝日町全体の振興に貢献ができるものと考えております。

### 朝日町泊駅南土地区画整理事業

施行期間：H29～R8

施行面積：10.7ha

減歩率：合算 48.30%

(公共21.12%、保留地27.18%)

総事業費：1,707百万円



「区画整理によるまちづくり 富山県 H28. 10 発行」を使用







**整備予定の公園イメージ図**



18街区



21街区

**販売を開始した保留地**

## 2. 令和4年度会員名簿

### 正会員(4組合)

市町村名	組合名	施行面積	住 所	
		設立認可日	電話番号	FAX 番号
		事業期間	理 事 長	
朝日町	泊駅南	10.7ha	〒939-0743 下新川郡朝日町道下 1170 番地 4	
		H29.12.15	0765-82-2528	0765-82-2528
		H29~R8	藤田 栄一	
砺波市	出町東部 第3	2.0ha	〒939-1367 砺波市広上町 4 番 1 6 号	
		R2.10.7	0763-77-1393	0763-77-3894
		R2~R9	高畠 輝男	
黒部市	前沢北	5.3ha	〒938-0806 黒部市前沢北 1616 番地	
		R3.1.22	0765-57-3837	0765-57-3837
		R2~R4	大江 利男	
射水市	本開発地区	13.0ha	〒939-0285 射水市本開発 1142 番地	
		R3.6.28	090-2837-6404 (LRA 高田)	-
		R3~R7	鳥田 修一	

### 特別会員(6団体)

部 課 名	住 所	
	電話番号	FAX 番号
富山県土木部都市計画課	〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7	
	076-444-9674	076-444-4421
高岡市都市創造部都市計画課	〒933-8601 高岡市広小路 7-50	
	0766-20-1433	0766-20-1655
砺波市建設水道部都市整備課	〒939-1398 砺波市栄町 7-3	
	0763-33-1445	0763-33-6853
射水市都市整備部都市計画課	〒939-0292 射水市小島 703	
	0766-51-6680	0766-51-6693
朝日町建設課	〒939-0793 下新川郡朝日町道下 1133	
	0765-83-1100	0765-83-1109
黒部市都市創造部街路公園課	〒939-8555 黒部市三日市 1301 番地	
	0765-54-2648	0765-57-2502

### 3. 富山県土地区画整理組合連合会規約

(名称)

第1条 この連合会は、富山県土地区画整理組合連合会（以下「連合会」という。）という。

(目的)

第2条 連合会は、土地区画整理法第3条第2項の規定に基づき、富山県知事、富山市長及び高岡市長の設立認可を受けた土地区画整理組合（以下「組合」という。）の相互の協調と業務の刷新向上を図り、土地区画整理事業の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土地区画整理事業の啓発、奨励に関すること。
- (2) 組合相互の連絡、協調に関すること。
- (3) 研究会、講習会、講演会等を開催すること。
- (4) その他連合会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(事務所の所在地)

第4条 連合会の事務所は、当分の間、富山県土木部都市計画課におく。

(会員)

第5条 連合会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 組合
- (2) 準会員 準備組合
- (3) 特別会員 組合が施行する（準備組合が施行を予定している）土地区画整理事業の施行地区を管轄する市町村及び県

(入会)

第6条 正会員は組合設立認可時点で、準会員は準備組合結成時点で加入資格を持つものとし、所定の加入申込書を連合会に提出することにより入会する。

2 前項の加入申込書の提出があったときは、前条第3号の市町村は、特別会員として入会したものとみなす。

(退会)

第7条 正会員は、組合の解散認可をもって退会するものとする。ただし、換地処分から解散認可までに相当の日数を要する等、会長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、退会が年度途中であるときは、当該年度の末日をもって退会とみなす。

3 準会員は、組合設立認可をもって正会員に移行する。

(役員)

第8条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 会長、副会長は、正会員の中から総会の承認を得て選任する。

2 理事は、正会員及び特別会員の中から総会の承認を得て選任する。

3 監事は、正会員及び特別会員の中から各1名総会の承認を得て選任する。

(役員職務)

第10条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会に出席し、議事を審議する。
- (4) 監事は、会計に関する事務を監査する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 欠員補充によって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第12条 連合会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、随時、会長の諮問に応じ、または会議に出席して意見を述べるることができる。

(事務局)

第13条 連合会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名のほか、必要な職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任命する。

4 事務局長は、会議に出席し意見を述べるることができる。

5 その他、事務局に必要な事項は理事会の承認を得て会長が別に定める。

(会議及びその招集)

第14条 連合会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議は、会長が招集し、その会の議長となる。

3 総会は、通常毎年7月に会員の過半数以上の出席をもって開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時総会を開催することができる。

- 4 理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、過半数以上の出席をもって開催するものとする。  
 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 規約の変更に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) その他必要と認められる事項

2 理事会は、総会から委任を受けた事項及び連合会の運営に関する重要な事項について議決する。

(経費)

第16条 連合会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 正会員の会費  
正会員会費は別表のとおりとする。
- (2) 特別会費
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入

(特別積立金)

第17条 連合会は、特定の事業の経費に充てるべき会計として、特別積立金を設けるものとする。

(会計年度)

第18条 連合会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、この会の業務執行に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

附 則

この規約は平成元年11月30日から施行する。

附 則

この規約は平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規約は平成16年7月1日から施行する。

区 分	施 行 面 積	年 間 会 費
補助組合	20ha 以上	60,000円
	10ha 以上～20ha 未満	50,000円
	10ha 未満	40,000円
非補助組合		30,000円

(注) 但し、非補助であっても街路事業等の公共施設管理者負担金を収入に含む場合補助と同等にみなすものとする。

富山県土地区画整理組合連合会役員等旅費支給規程

連合会役員及び事務局員への旅費の支給については、「富山県職員等の旅費に関する条例」及び「富山県職員等の旅費に関する規則」に準ずるものとする。

附 則

この規程は平成15年7月1日から施行する。

(加入申込書)

平成 年 月 日

富山県土地区画整理組合連合会  
 会 長 ○ ○ ○ ○ 殿

(組合等の事務所の住所)  
 (組合等の名称)  
 (組合等の代表者の職名及び氏名) (印)

加 入 申 込 書

本○○組合(又は○○設立準備組合等)は、富山県土地区画整理組合連合会へ加入いたしたく、貴連合会規約第6条に基づき、申込書を提出いたします。

<地区の概要>

1. 市町村名	○○○○
2. 地区名	○○○○
3. 施行面積	○○. ○ha
4. 国庫補助金の有無	有 予定中 無
5. 公管金の有無	有 予定中 無

(対象施設名称 ○○○○ )